

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合（〔 〕内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

- | | |
|------------|--|
| ・ 商号等 | マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・ 本店所在地 | 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・ 設立 | 1999 年 5 月 |
| ・ 資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・ 主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・ 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・ 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・ 連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト (<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 □ : お客様ダイアル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8時00分～17時00分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2025年8月）

KTM_TOUSHIN_3.0

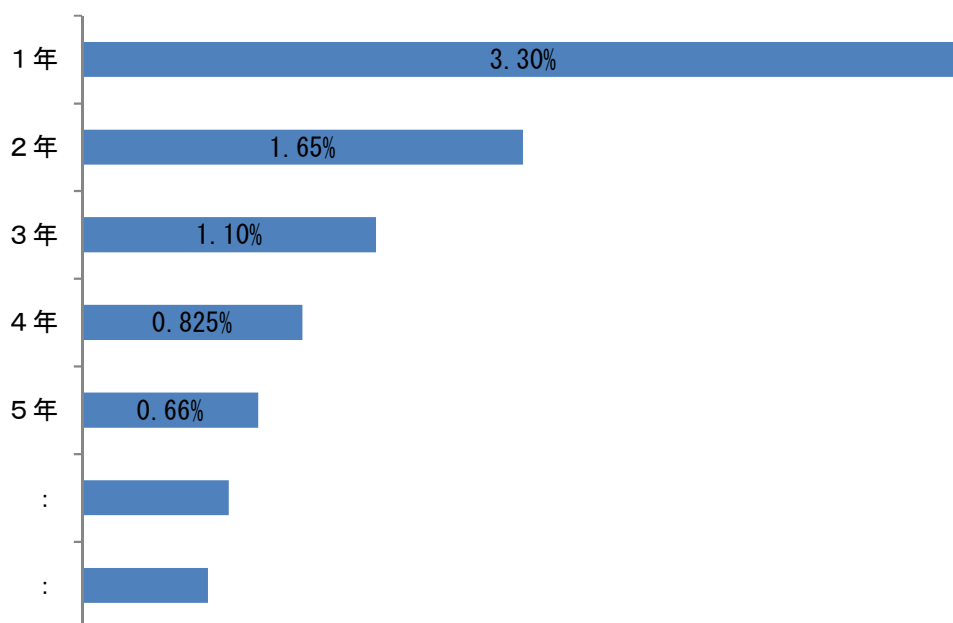
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

イーストスプリング・ インドネシア債券オープン (毎月決算型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／債券



イーストスプリング・インドネシア債券オープン
(年2回決算型)
NISA成長投資枠の対象ファンドです。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類				属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	追加型 投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
年2回決算型					年2回			

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

■本書により行う「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」および「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)」の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月18日に関東財務局長に提出しており、2026年5月19日にその届出の効力が生じております。

(注) 上記のファンドをそれぞれ「毎月決算型」「年2回決算型」ということがあります。また総称して、あるいは個別に「当ファンド」ということがあります。

■当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設 立 年 月 日	1999年12月1日
資 本 金	649.5百万円(2026年2月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	8,891億円(2026年2月末現在)

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を通じて主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

1 主としてインドネシアの債券に投資を行います。

- ▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、インドネシアの債券に投資を行います。

「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の特徴

- ◆ 主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債*、地方債および社債**等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。

* インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券

** インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券

- ◆ 主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。

インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。

為替取引にあたっては、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用する場合があります。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは:

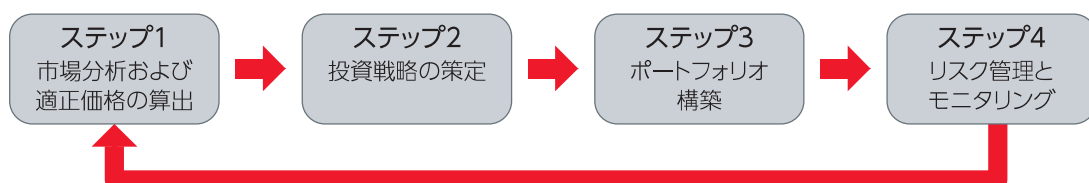
対象通貨の受渡しを行わず、米ドル等の主要国通貨による差金決済を行うことによって、為替予約取引と類似の経済効果を持たせた取引です。インドネシアルピア等の規制通貨については、外国投資家が当該通貨の受渡しを伴う通常の為替予約取引を行うことが困難であるため、その代替としてNDF取引が行われます。

(注1) 資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。

(注2) インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。

- ◆ 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。
- ◆ 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

運用プロセス



「社債の運用プロセス」

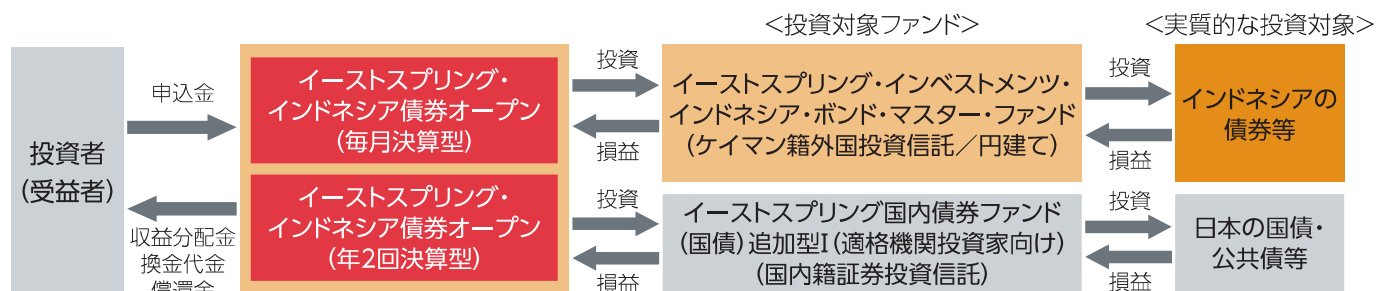
1. トップダウン・アプローチによる社債市場の分析
2. ボトムアップ・アプローチによる社債の個別銘柄の分析
3. 社債投資戦略の策定
 - ・ 割安な投資機会の特定
 - ・ セクター別、銘柄別の投資配分を決定

※上記のプロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

ファンドの仕組み



※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 ＜毎月決算型＞と＜年2回決算型＞の2つのファンドがあります。

＜毎月決算型＞

- ▶ 原則として、毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

＜年2回決算型＞

- ▶ 原則として、毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

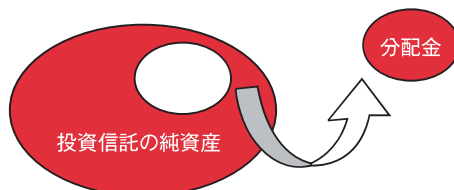
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔 収益分配金に関する留意事項 〕

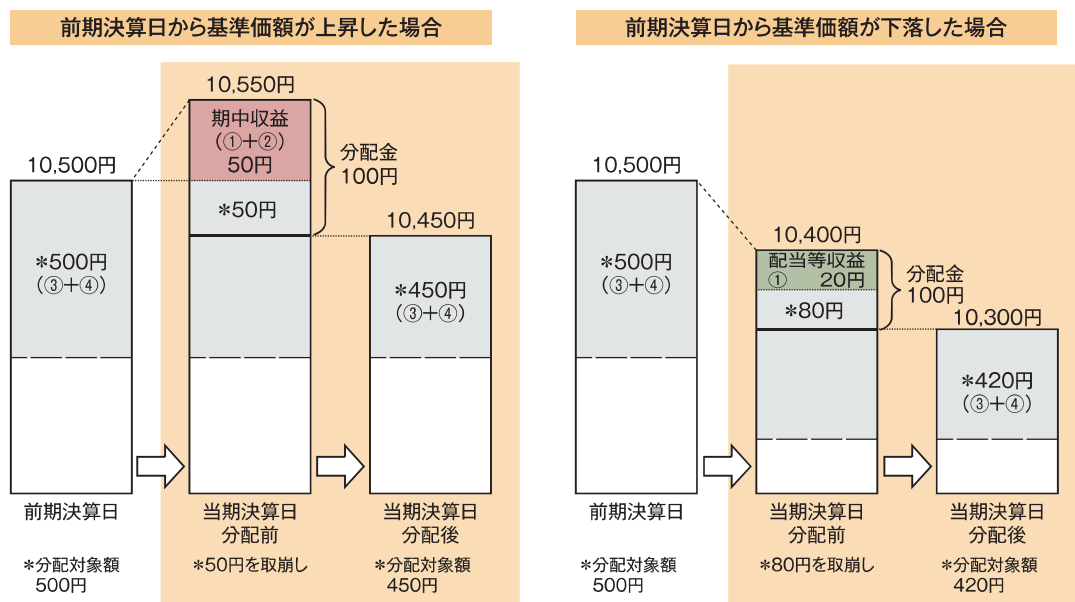
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



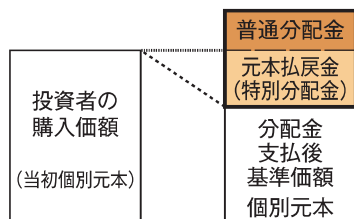
(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

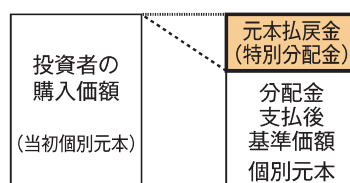
※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、2026年2月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	
形 態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型／円建て	
主 な 投 資 対 象	インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運 用 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管 理 会 社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
主 な 投 資 制 限	・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 - ただし、インドネシアルピア建てで発行されるインドネシアの国債、政府保証債、政府機関債および地方債、ならびに国際機関債についてはこの限りではありません。 ・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。	
申 込 手 数 料	ありません。	
運用報酬および管理費用等	年率0.45%程度	
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用(法務および監査費用を含みます。)がかかります。	
設 定 日	2012年2月29日	
決 算 日	毎年12月31日	

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形 態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
主 な 投 資 対 象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス(1-10年債)*	
ファンドの関係法人	委 託 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投 資 顧 問 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社
主 な 投 資 制 限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。	
申 込 手 数 料	ありません。	
信 託 報 酬	年率0.22%(税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設 定 日	2002年8月26日	
決 算 日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)	

※ICEの指数データは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。また、店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化により取引の担保として現金等の保有比率を高める場合があります。その場合、有価証券の組入比率が低下し、高位に有価証券を組み入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなることがあります。
- インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。



リスクの管理体制

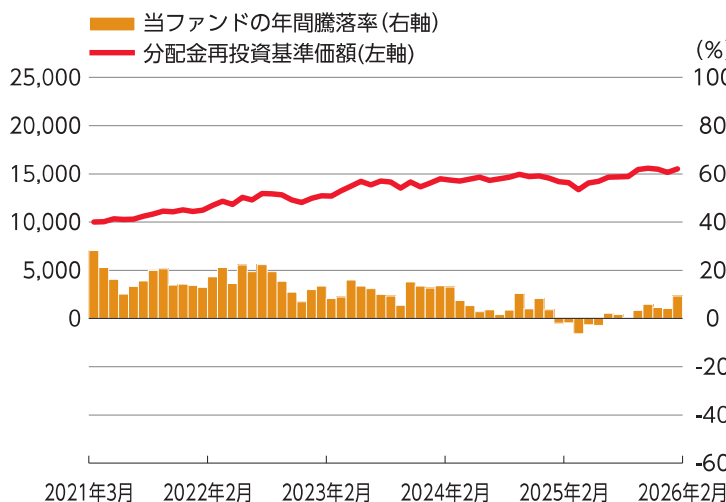
- 委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

《参考情報》

＜毎月決算型＞

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2021年3月末～2026年2月末

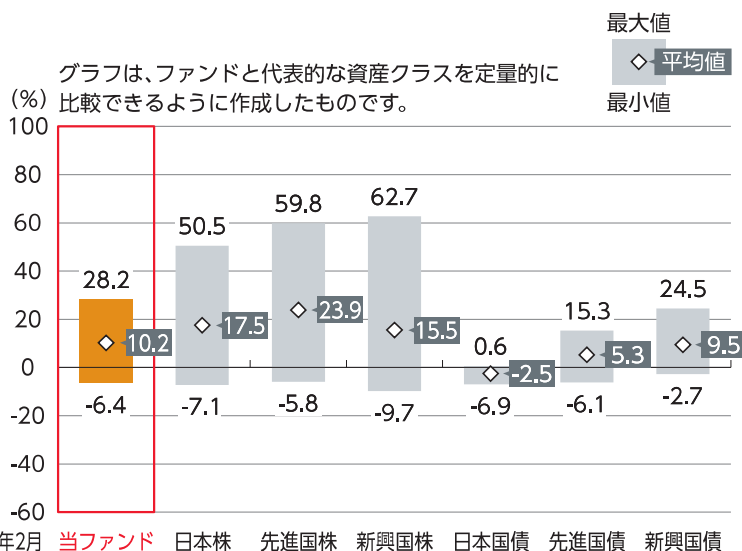


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年3月末～2026年2月末

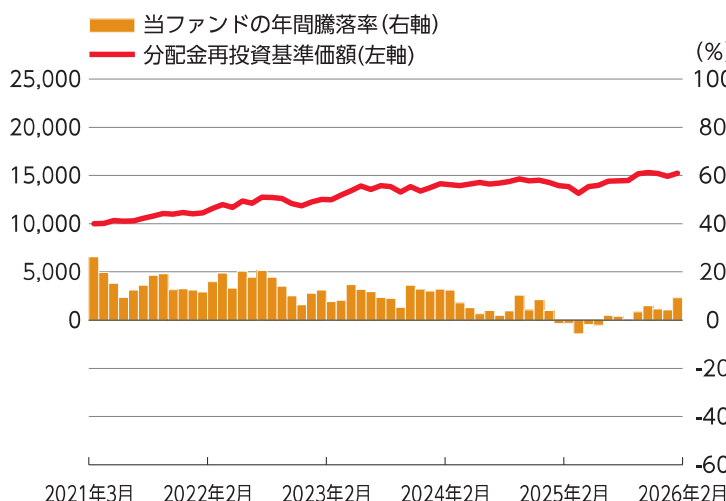


※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＜年2回決算型＞

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2021年3月末～2026年2月末

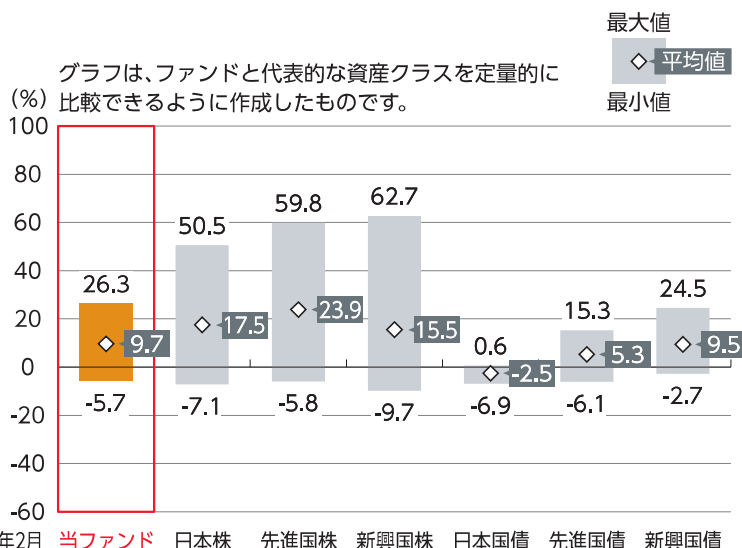


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年3月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年3月末～2026年2月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

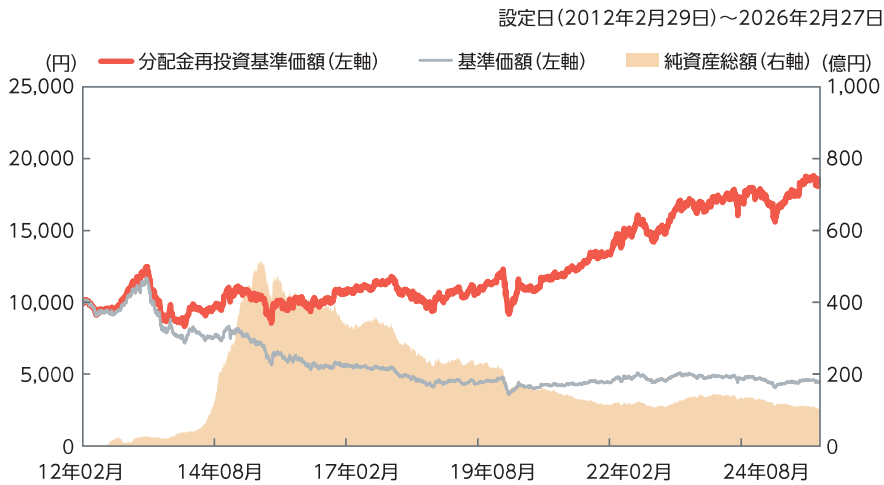
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

3 運用実績

2026年2月27日現在

■基準価額・純資産の推移

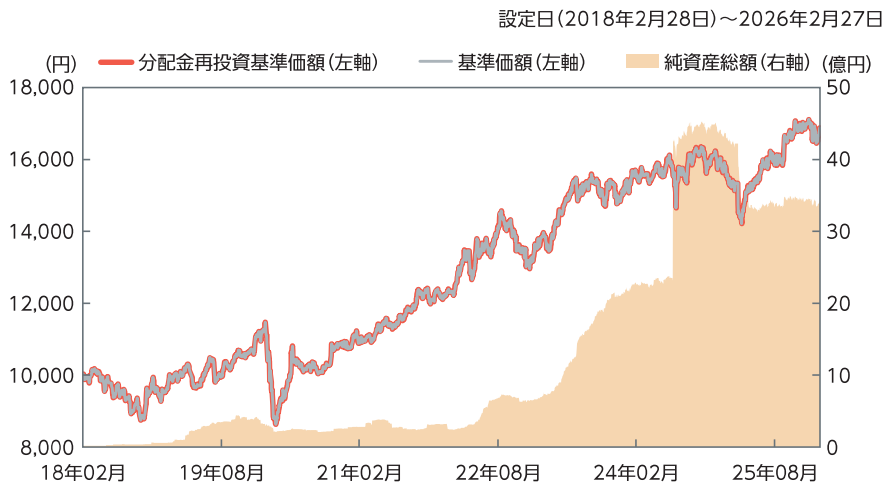
<毎月決算型>



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■基準価額・純資産の推移

<年2回決算型>



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■主要な資産の状況

<毎月決算型>

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	97.2
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.2
現金・その他	2.6

<年2回決算型>

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	95.6
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	4.3

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

基準価額	4,489円
純資産総額	103.7億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2026年 2月	30円
2026年 1月	30円
2025年12月	30円
2025年11月	30円
2025年10月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	8,320円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

基準価額	16,880円
純資産総額	34.0億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2026年 2月	0円
2025年 8月	0円
2025年 2月	0円
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債	97.9
社債	0.7
現金等	1.4

組入上位10銘柄

	銘柄	通貨	種別	利率(%)	償還日	比率(%)
1	インドネシア国債	ルピア	国債	6.500	2031/2/15	9.3
2	インドネシア国債	ルピア	国債	6.625	2034/2/15	8.4
3	インドネシア国債	ルピア	国債	7.000	2030/9/15	8.2
4	インドネシア国債	ルピア	国債	8.750	2044/2/15	6.2
5	インドネシア国債	ルピア	国債	9.500	2041/5/15	5.5
6	インドネシア国債	ルピア	国債	6.625	2033/5/15	4.7
7	インドネシア国債	ルピア	国債	7.500	2040/4/15	4.4
8	インドネシア国債	ルピア	国債	8.375	2034/3/15	4.1
9	インドネシア国債	ルピア	国債	6.375	2032/4/15	4.1
10	インドネシア国債	ルピア	国債	7.500	2035/6/15	4.1

※「資産別組入状況」の比率は「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の純資産総額を100%として計算しています。

四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。現金等には未収・未払金が含まれます。

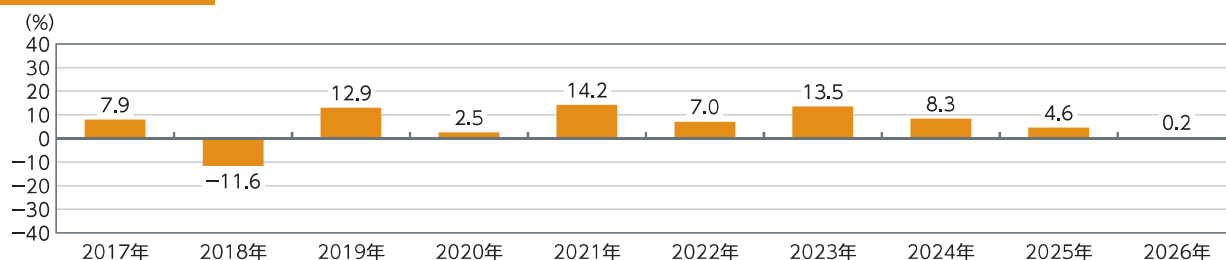
※「組入上位10銘柄」の比率は組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

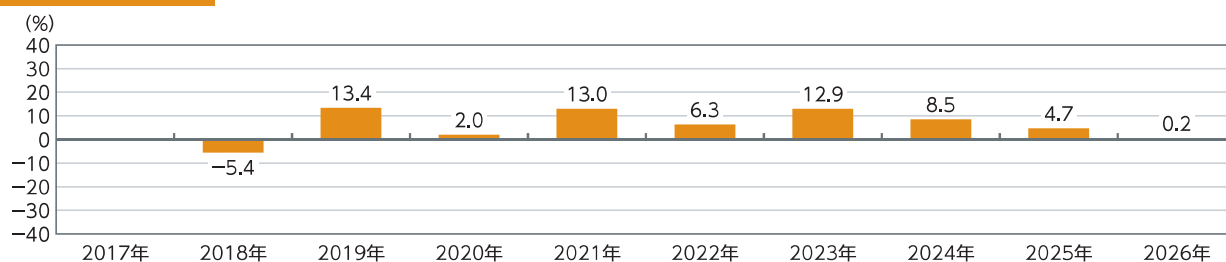
年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

<毎月決算型>



<年2回決算型>



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※<年2回決算型>の2018年は、設定時(2018年2月28日)から2018年12月末までの収益率です。

※2026年は、2月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの銀行休業日 ②インドネシアの公休日および政令指定休日 ③ニューヨークの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年5月19日から2026年11月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	<毎月決算型> 無期限(2012年2月29日設定) <年2回決算型> 無期限(2018年2月28日設定)
繰 上 償 還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	<毎月決算型> 毎月18日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型> 毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<毎月決算型> 原則として毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 <年2回決算型> 原則として毎年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンド 1,500億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 <年2回決算型>は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <毎月決算型>はNISAの適用対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては、<毎月決算型>および<年2回決算型>の間でスイッチングを取扱う場合があります。また、販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に以下の略称で掲載されます。 <毎月決算型> ネシア債 <年2回決算型> ネシア債年2

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.199%(税抜1.09%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々 の基準価額に反映されます。信託財産からは 毎計算期末または信託終了時に支払われます。 <当ファンド①の配分>		信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
		委託会社	年率0.3927%(税抜0.357%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.7810%(税抜0.710%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価
		受託会社	年率0.0253%(税抜0.023%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.45%程度		
	実質的な負担 (①+②)	年率1.649%程度(税込)		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは2月および8月の計算期末または信託終了時 に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、 外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。			監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

対象期間：2025年8月19日～2026年2月18日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
毎月決算型	1.72%	1.20%	0.52%
年2回決算型	1.75%	1.20%	0.55%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

